特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
伊方町は、国民健康保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
愛媛県伊方町長

公表日
令和3年9月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関連事務
②事務の概要	【事務の概要】 　国民健康保険法及び関係する法令等に基づき、伊方町国民健康保険の被保険者の資格管理、保険給付を行う。 【事務の内容】 　①国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等の届出に関する事務 　②国民健康保険被保険者証の更新、再交付、返還請求に関する事務 　③国民健康保険の保険給付に関する事務 　④被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの情報連携業務 国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	1．国民健康保険システム 2．団体内統合宛名システム 3．中間サーバ 4．市町村事務処理標準システム 5．次期国保総合システム 6．国保情報集約システム 7．医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一30の項 ・第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 1. 番号法 ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第24条 3. 国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、119の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による保険給付」が含まれる項（42、43の項） 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」という。） ：上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項 3. オンライン資格確認の準備業務 番号法附則第6条第4項（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等） 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総務課 TEL:0894-38-0211

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1 伊方町役場　総務課 TEL:0894-38-0211

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	

2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	

3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月18日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②部署	福祉課	保健福祉課	事後	
平成29年1月18日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉課長　加藤克馬	保健福祉課長　橋本泰彦	事後	
平成29年10月13日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一30の項	1．行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一30の項 ・第9条第2項	事前	
平成29年10月13日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106、120の項）	：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106、119の項）	事前	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、88、87、93の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106、119の項）	：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、119の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106の項）	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	町民課長　中田克也	町民課長	事後	様式改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅱ閾値判断項目 1．対象人数 いつの時点の計数か	平成27年2月28日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ閾値判断項目 2．取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年2月28日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	Ⅳリスク対策		（項目追加）	事後	様式改正に伴う追加
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【事務の概要】 国民健康保険法及び関係する法令等に基づき、伊方町国民健康保険の被保険者の資格管理、保険給付を行う。 【事務の内容】 ①国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等の届出に関する事務 ②国民健康保険被保険者証の更新、再交付、返還請求に関する事務 ③国民健康保険の保険給付に関する事務	【事務の概要】 国民健康保険法及び関係する法令等に基づき、伊方町国民健康保険の被保険者の資格管理、保険給付を行う。 【事務の内容】 ①国民健康保険の被保険者の資格取得、喪失等の届出に関する事務 ②国民健康保険被保険者証の更新、再交付、返還請求に関する事務 ③国民健康保険の保険給付に関する事務 ④被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムとの情報連携業務 国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要（続き）	同上	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要（続き）	同上	＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. 市町村事務処理標準システム 5. 次期国保総合システム 6. 国保情報集約システム	1. 国民健康保険システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. 市町村事務処理標準システム 5. 次期国保総合システム 6. 国保情報集約システム 7. 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法 律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一30の項 ・第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法 律第27号。以下「番号法」という。） ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一30の項 ・第9条第2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ 1. 番号法 ・第9条第1項（利用範囲）及び別表第一の30の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第24条 3. 国民健康保険法 ・第113条の3第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個 人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、 62、80、87、93、119の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項 のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含ま れる項（17、22、88、97、106の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による 保険給付」が含まれる項（42、43の項） 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号。以下「主務省令」 という。） ：上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定め る事務及び情報について、それぞれを定める条項	1. 番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」の項のうち、第四欄（特定個 人情報）に「医療保険給付関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、42、58、 62、80、87、93、119の項） ：第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項 のうち、第四欄（特定個人情報）に「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、 88、97、106の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報照会者）に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄（事務）に「国民健康保険法による 保険給付」が含まれる項（42、43の項） 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府、総務 省令第7号。以下「主務省令」という。） ：上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定め る事務及び情報について、それぞれを定める条項	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠（続き）	同上	3. オンライン資格確認の準備業務 　番号法附則第6条第4項（利用目的 ： 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として期間別符号を取得する等） 　国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認に関する事務を追記
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う修正